

京都市告示第 1 2 3 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	西野水0062号	山科区西野小柳町98番地の20地先 同上	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	下津林水0012号	西京区下津林北浦町 4 番地の 2 地先 同町 2 番地地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点
1	西野水0021号	山科区西野小柳町98番地の20地先 同町98番地の 9 地先

(建設局土木管理部道路明示課)